

(平成21年6月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から45年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から45年1月まで

A市役所を退職後、集落の国民年金の係をしていた父が国民年金の加入手続を行い、納付組織で保険料を納付してくれたはずであり、未加入となっていることに納得できない。厚生年金保険の加入期間もあるが、その期間は二重に加入し、保険料を納付しているかもしれない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、父が申立人の国民年金の加入手続を行い、納付組織を通じて保険料を納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳の交付年月日は、昭和48年1月30日であり、資格取得日は、社会保険庁の記録、A市の国民年金被保険者名簿の記録及び申立人の国民年金手帳の記録では、いずれも申立期間経過後の45年4月1日となっている。

また、申立人は「色は不明だが、申立期間当時、父が現在の手帳よりも幅の狭い自分名義の国民年金手帳を保有していたことを覚えている。」としているが、申立人の父から、その年金手帳を受け取った記憶が無いほか、当時の国民年金手帳の大きさは現在の年金手帳と同じであり、父が保有していたとする国民年金手帳が申立人の国民年金手帳であるとは考え難い。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立期間（58 か月）のうち、29 か月は厚生年金保険の被保険者記録がある。

このほか、申立人は、国民年金の加入手続及び納付に関与しておらず、申立人の父も既に死亡しているため、加入手続等の詳細が不明である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に

判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 11 月から 39 年 8 月まで
② 昭和 39 年 9 月から 44 年 1 月まで
③ 昭和 44 年 1 月から同年 10 月まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間①、②及び③の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。

申立期間①はA社あるいはB社に、②はC社に、③はD社にそれぞれ継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険に未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社あるいはB社に勤務していたとしている。

しかし、現存するA社が保管する労働者名簿では、申立人は昭和 38 年 5 月 3 日から雇用され、同年 10 月 9 日に退職した記録となっており、申立期間①の同社における勤務の実態が確認できない上、同社が保管する健康保険厚生年金保険被保険資格喪失確認通知書により、退職日と同日に厚生年金保険の資格を喪失した旨が確認できる。

また、B社は既に全喪しているが、当時の事業主が保管する労働者名簿では、申立人は昭和 38 年 10 月 15 日から雇用され、同年 11 月 20 日に退職した記録となっており、申立期間①の同社における勤務の実態も確認できない。

さらに、申立期間①に申立人がA社あるいはB社に勤務し、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことを裏付ける同僚等関

係者の証言を得ることもできない。

申立期間②について、申立人は、C社に勤務していたとしている。

しかし、同社は既に全喪しており、当時の事業主に照会したが、申立人の同社における勤務の実態及び厚生年金保険の加入状況等は分からないとしている。

また、申立人には、申立期間②の大部分（昭和39年10月31日から43年10月2日までの期間）に、国家公務員共済組合の加入記録がある。

さらに、申立人は、同社での同僚等を記憶しておらず、当時同社に勤務していた従業員からは、申立期間②における申立人の同社での勤務実態及び厚生年金保険料控除について、具体的な供述を得ることはできなかった。

申立期間③について、申立人は、D社に勤務していたとしている。

しかし、同社は、労働者名簿、賃金台帳等の資料を保有していないことなどから、当時の申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできないとしている。

また、申立人は、同社での同僚の氏名を挙げているが、所在が確認できない上、当時同社に勤務していた従業員からは、申立期間③における申立人の同社での勤務実態及び厚生年金保険料控除について、具体的な供述を得ることはできなかった。

以上のことに加えて、申立人の各申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 41 年 2 月 1 日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。同社には、中学校を卒業した後、昭和 40 年 4 月から 44 年 1 月まで継続して勤務していたので、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人がA社に申立期間経過後の昭和 43 年 5 月 1 日から同年 12 月 31 日まで勤務していたことが確認できる。

しかし、同社は人事記録、賃金台帳等の資料を廃棄しており、当時の経理担当者は既に死亡していることから、申立期間について申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料を控除されていた事実を確認することができない。

また、申立期間当時の事業主に申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料の控除について照会したが、申立人が同社に勤務していたことを記憶しているものの、申立期間に勤務していたか否かは記憶に無く、控除についても不明であるとしている。

さらに、申立人は、同社の同僚の氏名を挙げているが、この同僚は既に死亡しているため、申立期間当時に同社に勤務していた従業員に申立人の勤務の実態及び厚生年金保険の加入状況を照会したところ、具体的な供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人が保有している厚生年金保険被保険者証によれば、申立人が初めて資格取得したのは昭和 41 年 2 月 1 日となっており、これは社

会保険庁の記録とも一致している。

なお、申立人には給与明細書等の資料は無く、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。